

## 発達障害医療機関等支援事業

子ども家庭課

### ①発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

#### 【目的】

発達障害の拠点医療機関を中心に医療のネットワークを構築するとともに、医療関係者向けの研修や診療支援及び受診を希望する当事者等に対する情報提供等を実施することで、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図る。

#### 【内容】

- ・人材育成・実地研修  
拠点医療機関に市内の医師・看護師等の医療従事者を受け入れ、専門技術に関する研修、検査・リハビリ・診療への陪席を実施。  
地域の医療機関に出向き診療等への助言・指導などの支援を実施。
- ・情報収集・提供：  
発達障害の診療等を行う医療機関に関する情報の収集と紹介。
- ・ネットワーク構築・運営：  
市内の発達障害の診療を行う医療機関同士の定期的な意見交換や研修等を実施。
- ・発達障害医療コーディネーターの配置

### ②かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

#### 【目的】

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日常より受診する診療所の主治医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修を踏まえた研修を実施することにより一定水準の対応を可能とすることを目的とする。また、耳鼻咽喉科や歯科など発達障害者が受診する様々な診療科においても、その診察・治療に当たり発達障害の知識・技術を修得することにより、より受診しやすい環境を推進する。

#### 【内容】

研修の実施、修了証の発行

対象：堺市内で勤務・開業する医療従事者等

実施回数：各1回 「発達障害地域包括支援研修：早期支援」

「発達障害地域包括支援研修：精神保健・精神医療」

「発達障害支援医学研修」

\*内容は国研修に基づく